第１号様式の１

（番　　　号）

年　　月　　日

○○農林事務所長　様

農林水産部長

○○年度福島県新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金の割当内示について（通知）

このことについて、下記のとおり割当内示をしますので、事業執行については、適正に処理されるよう願います。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助金目名（県事業名）（県小事業名）【取組主体名】 | 既内示額 | 今回内示額 | 計 |
|  |  |  |  |
| 合　　　計 |  |  |  |

第１号様式の２

（番　　　号）

年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 直接補助事業者の長市町村長 | 様 |

福島県農林水産部長

福島県○○農林事務所長

○○年度福島県新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金の割当内示について（通知）

このことについて、下記のとおり補助金が交付される見込みなので、福島県農畜産物産地体制強化事業補助金等交付要綱第３条の規定に基づき交付申請書を提出してください。

記

１

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助金目名 | メニュー | 取組主体名 | 補助金割当内示額 | 備　　考 |
|  |  |  |  |  |

２　提出期限　　　　　　年　　月　　日

（注）直接補助事業者の場合には直接補助事業者の長あてに通知し、間接補助事業者の場合には市町村長に通知する。

第２号様式

（番　　　号）

年　　月　　日

福島県知事

（福島県○○農林事務所長）

（○○市町村長経由）

取組主体の長

○○年度福島県新基本計画実装・農業構造転換支援事業の実施設計書について

年　月　日付け（文書番号）で承認のあった新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金の取組実施計画に基づき、実施設計書を作成しましたので、別紙のとおり提出します。

（注）直接補助事業者の場合には福島県知事あてに提出し、市町村の場合には福島県農林事務所長に提出する。

第３号様式

交付決定通知の書例

福島県指令（課名又は所名の約字）第○○号

補助事業者名（住　　所）

（氏　　名）

　年　月　日付け　第　号で申請のあった　年度福島県新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金については、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）第５条の規定により、次のとおり（又は次のとおり修正の上）交付することに決定したので、同規則第７条の規定により通知する。

　年　月　日

福　島　県　知　事

○○○○

福島県○○農林事務所長

【※直接補助の場合】

〔補助事業の目的及び内容〕

１　補助金の交付の対象となる事業は、　年　月　日　第　号で申請（以下「申請書」という。）のあった新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金とし、その内容については、申請書の補助事業の内容欄記載のとおりとする。

※　修正決定する場合は、以下のとおり記載する。

１　補助金の交付の対象となる事業は、　年　月　日　第　号で申請（以下「申請書」という。）のあった新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金とし、その内容については、下記のとおり修正するほか、申請書の補助事業の内容欄記載のとおりとする。

〔補助事業に要する経費、補助金の額及び補助金の額の変更の権限留保〕

２　補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

（国の補助金の目名）　新基本計画実装・農業構造転換支援地方公共団体整備費補助金

補助事業に要する経費　　　金　　　　　　円

補助金の額　　　金　　　　　　円

〔経費の配分〕

３　補助事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の額の区分は、申請書の経費の配分欄記載のとおりとする。

※　修正決定する場合は、以下のとおり記載する。

３　補助事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の額の区分は、次のとおりである。

区分　　　　補助事業に要する経費　　　補助金額

○○○費　　　　　　　　　○○○円 　　　○○○円

○○○費　　　　　　　　　○○○円 　　　○○○円

○○○費　　　　　　　　　○○○円 　　　○○○円

〔額の確定〕

４　補助金の額の確定は、補助対象事業費の実績額に、交付要綱別表に定める各経費に対応する補助率を乗じて得た額と前記３の区分ごとの補助金の額（変更された場合には変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。

〔交付条件〕

５　補助事業者は、別表に掲げる法令等に従わなければならない。

６　補助金交付の条件は、前記５に定めるもののほか次のとおりとする。

(1)　補助事業者は、次の各号の一に掲げる場合には、あらかじめ知事（又は農林事務所長）の承認を受けなければならない。

ア　補助事業に要する経費の配分の変更（交付要綱で定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合

イ　補助事業の内容の変更（交付要綱で定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合

ウ　補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2)　補助事業者は、交付要綱で定める軽微な変更をしようとする場合には、別表に掲げる法令等に従い、知事（又は農林事務所長）に届け出なければならない。

(3)　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事（又は農林事務所長）に報告してその指示を受けなければならない。

(4)　補助事業者は、交付要綱第12条第１項により、当該補助事業等に係る国の補助金等と当該補助事業等に係る当該地方公共団体の予算及び決算との関係を明らかにした補助金調書を作成してこれを保管し、補助事業終了の翌年度から起算して５ヵ年間整備保管しなければならない。

また、補助事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、交付要綱第12条第２項の財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

※　補助事業者が地方公共団体でない場合は、以下のとおり記載する。

(4)　補助事業者は、交付要綱第12条第１項により、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を、補助事業終了の翌年度から起算して５ヵ年間整備保管しなければならない。

また、補助事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、交付要綱第12条第２項の財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

(5)　補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した場合については、次の条件に従わなければならない。

ア　補助事業者は、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税額相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

イ　補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記アにより減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を交付要綱第９条第２項により速やかに知事（又は農林事務所長）に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。

(6)　補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなればならない。

(7)　前号の財産のうち１件当たりの取得価格50万円以上の財産について、「減価償却資産の耐用年数に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間）においては、知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。

ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）を補助金交付申請書に記載している場合は、知事の承認を受けたものとする。

(8)　補助事業者が前号により承認を得て財産を処分したことにより、収入があったときは、当該収入の全部又は一部を知事に納付させることがある。

(9)　交付要綱第６条の規定に基づき、補助事業者が申請の取り下げのできる期日は、交付決定の通知を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

(10) 地方公共団体以外の補助事業者が、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(11) 補助事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、書面により農林水産省の機関から指名停止の措置等を受けていない旨の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

【※間接補助の場合】

〔補助事業の目的及び内容〕

１　補助金の交付の対象となる事業は、　年　月　日　第　号で申請（以下「申請書」という。）のあった新基本計画実装・農業構造転換支援事業とし、その内容については、申請書の補助事業の内容欄記載のとおりとする。

※　修正決定する場合は、以下のとおり記載する。

１　補助金の交付の対象となる事業は、　年　月　日　第　号で申請（以下「申請書」という。）のあった新基本計画実装・農業構造転換支援事業とし、その内容については、下記のとおり修正するほか、申請書の補助事業の内容欄記載のとおりとする。

〔補助事業に要する経費、補助金の額及び補助金の額の変更の権限留保〕

２　補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

（国の補助金の目名）　新基本計画実装・農業構造転換支援地方公共団体整備費補助金

補助事業に要する経費　　　金　　　　　　円

補助金の額　　　金　　　　　　円

〔経費の配分〕

３　補助事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の額の区分は、申請書の経費の配分欄記載のとおりとする。

※　修正決定する場合は、以下のとおり記載する。

３　補助事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の額の区分は、次のとおりである。

区分　　　　補助事業に要する経費　　　補助金額

○○○費　　　　　　　　　○○○円 　　　○○○円

○○○費　　　　　　　　　○○○円 　　　○○○円

○○○費　　　　　　　　　○○○円 　　　○○○円

〔額の確定〕

４　補助金の額の確定は、前記３の区分ごとの間接補助事業に要した実績額に交付要綱別表に定める各経費に対応する補助率を乗じて得た額と前記３の区分ごとの補助金の額（変更された場合には変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。

〔交付条件〕

５　補助事業者は、別表に掲げる法令等に従わなければならない。

６　補助金交付の条件は、前記５に定めるもののほか次のとおりとする。

(1)　補助事業者は、次の各号の一に掲げる場合には、あらかじめ知事（又は農林事務所長）の承認を受けなければならない。

ア　補助事業に要する経費の配分の変更（交付要綱で定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合

イ　補助事業の内容の変更（交付要綱で定める軽微な変更を除く。）をしようとする場　　合

ウ　補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2)　補助事業者は、交付要綱で定める軽微な変更をしようとする場合には、別表に掲げる法令等に従い、知事（又は農林事務所長）に届け出なければならない。

(3)　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事（又は農林事務所長）に報告してその指示を受けなければならない。

(4)　補助事業者は、交付要綱第12条第１項により、当該補助事業等に係る国の補助金等と当該補助事業等に係る当該地方公共団体の予算及び決算との関係を明らかにした補助金調書を作成してこれを保管し、補助事業終了の翌年度から起算して５ヵ年間整備保管しなければならない。

また、補助事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、交付要綱第12条第２項の財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

(5)　補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した場合については、次の条件に従わなければならない。

ア　補助事業者は、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税額相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

イ　補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記アにより減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を交付要綱第９条第２項により速やかに知事（又は農林事務所長）に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。

(6)　補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなればならない。

(7)　前号の財産のうち１件当たりの取得価格50万円以上の財産について、「減価償却資産の耐用年数に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間）においては、知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。

ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）を補助金交付申請書に記載している場合は、知事の承認を受けたものとする。

(8)　補助事業者が前号により承認を得て財産を処分したことにより、収入があったときは、当該収入の全部又は一部を知事に納付させることがある。

(9)　交付要綱第６条の規定に基づき、補助事業者が申請の取り下げのできる期日は、交付決定の通知を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

(10) 補助事業者は、概算払いにより間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(11) 補助事業者は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産について、その実態を十分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

(12) 補助事業者は、間接補助に際しては、間接補助事業者に対し次に掲げる条件を付さなければならない。

ア　別表に掲げる法令等に従うべきこと。

イ　間接補助事業者は、次の各号の一に掲げる場合には、あらかじめ補助事業者の承認を受けなければならない。

(ｱ) 間接補助事業に要する経費の配分を変更（交付要綱で定める軽微な変更を除く。）しようとする場合

(ｲ) 間接補助事業の内容を変更（交付要綱で定める軽微な変更を除く。）しようとする場合

(ｳ) 間接補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

ウ　間接補助事業者は、交付要綱で定める軽微な変更をしようとする場合には、別表に掲げる法令等に従い、補助事業者に届け出なければならない。

エ　間接補助事業者は、間接補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は間接補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに補助事業者に報告してその指示を受けなければならない。

オ　間接補助事業者は、交付要綱第12条第１項により、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出について証拠書類を、補助事業終了の翌年度から起算して５ヵ年間整備保管しなければならない。

また、間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、交付要綱第12条第２項の財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

カ　間接補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した場合については、次の条件に従わなければならない。

(ｱ) 間接補助事業者は実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税額相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(ｲ) 間接補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記(ｱ)により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を交付要綱第９条第２項により速やかに補助事業者に報告するとともに、補助事業者の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

キ　間接補助事業者は、間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなればならない。

ク　前号の財産のうち１件当たりの取得価格50万円以上の財産について、「減価償却資産の耐用年数に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間）においては、知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。

ただし、間接補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書に記載している場合は、補助事業者の承認を受けたものとする。

ケ　間接補助事業者が前号により承認を得て財産を処分したことにより、収入があったときは、当該収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがある。

コ　地方公共団体以外の間接補助事業者は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

サ　間接補助事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、書面により農林水産省の機関から指名停止の措置等を受けていない旨の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

 （別表）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 法令等名 | 年月日番号等 | 備考 |
| 農林畜水産業関係補助金等交付規則 | 昭和31年４月30日農林省令第18号 |  |
| 福島県補助金等の交付等に関する規則 | 昭和45年10月27日福島県規則第107号 |  |
| 福島県農畜産物産地体制強化事業補助金等交付要綱 | 平成17年４月１日17生流第230号福島県農林水産部長通知 |  |
| 新基本計画実装・農業構造転換支援事業交付等要綱 | 令和４年12月12日４農産第3506号農林水産事務次官依命通知 |  |
| 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ等の交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて | 令和４年４月１日３新食第2088号、３農産第2897号、３畜産第1991号農林水産省総括審議官(新事業・食品産業)、農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長通知 |  |
| 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 | 昭和30年８月27日法律第179号 |  |
| 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 | 昭和30年９月26日政令第255号 |  |
| 福島県新基本計画実装・農業構造転換支援事業事務取扱要領 | 令和７年３月６日６生流第4536号福島県農林水産部長通知 |  |

（以上）

（注）補助事業者名は、次の要領で記載する。なお、補助事業者名には、敬称は付けない。

 ア　法人（地方公共団体を除く）にあっては、その所在地及び名称

 イ　地方公共団体にあっては、その名称

 ウ　法人格を有しない団体にあっては、その所在地及び名称並びに代表者又は責任者の住所及び氏名

第４号様式

（番　　　号）

年　　月　　日

福島県知事

（福島県○○農林事務所長）

直接補助事業者の長

市　町　村　長

○○年度福島県新基本計画実装・農業構造転換支援事業の変更届

下記により○○年度○○事業の実施計画を変更したいので、下記のとおり届け出ます。

記

１　事業名

２　補助金交付決定年月日

３　変更の理由

４　変更の内容

５　添付資料

（注）直接補助事業者の場合には福島県知事あてに提出し、市町村の場合には福島県農林事務所長に提出する。